

第 2 8 8 回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和 8 年 8 月 24 日 (月) 15:00～16:00
- (2) 場 所 大島支庁 4 階大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) ソデイカ旗流し漁業に関する届出制の導入について（協議）
→ 原案のとおり承認する旨、決定
- (2) 新たな海区漁場計画の作成に関する基本方針の策定について（協議）
→ 原案のとおり承認する旨、決定
- (3) クロマグロに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
- (4) 令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について（報告）

令 8 年 8 月 24 日 15 時開会

【開会】

緒方事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 288 回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。 なお本日は元山委員より欠席の連絡をいただいております。また、台風 18 号の影響で 4 名の委員が WEB での出席となっております。委員 10 名のうち 9 名の出席となり、奄美大島海区漁業調整委員会事務規程第 7 条第 1 項の規定により定足数に達しておりますので、本委員会は成立しております。 それでは、早速議事に入りますが、まずは茂野会長からご挨拶いただき、併せまして議事の進行をお願いいたします。
茂野会長	皆様、こんにちは。本日は台風 18 号の影響で 4 人の委員が WEB 会議となっており、他の委員の方も影響が気になるところだとは思いますが、粛々と進めていきたいと思っております。 議事に入る前に、今回の議事録署名者を柳原委員と竹山委員をお願いをしたいと思いますよろしくお願いします。
各委員	異議なし
茂野会長	それでは、柳原委員と竹山委員にお願いします。 また会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることをご了承をお願いいたします。

【議事 1 ソデイカ旗流し漁業に関する届出制の導入について（協議）】

茂野会長	それでは議事 1「ソデイカ旗流し漁業に関する届出制の導入について」を議題といたします。 本件は協議事項となっております。 それでは、議事提出者の県から説明をお願いします。
櫻井技術専門員	水産振興課の櫻井です。 資料 1 をご覧ください。 ソデイカ漁業は、奄美群島における重要な基幹漁業であり、毎年 11 月から 5 月にかけて操業されています。 また、沖縄県でも重要な漁業となっており、補助事業を活用した大型船や冷凍設備の導入により、操業期間の長期化や漁場の広域化が進んでおります。 近年、海洋環境の変化が要因と思われる漁場の北上が見られ、喜界島周辺が主漁場の一つとなっております。 このため、沖縄県の大型船が鹿児島県海域でも操業するようになり、沖縄県船の禁漁期間中の 11 月の鹿児島県海域での操業や漁具数制限の違反、喜界島周辺海域における漁場の競合等が課題となっております。 県ではこれまで沖縄県や両県の海区漁業調整委員会と協議を重ね、ルール遵守や指導の徹底を要請してきました。 これらの背景もあり、沖縄県では違反抑止や操業実態の把握を目的として、令和 7 年 9 月 30 日付け沖縄海区漁業調整委員会指示 7 第 4 号に基づき、令和 8 年 12 月 1 日以降、沖縄県海域でソデイカ旗流し漁業を操業する場合は、操業開始の 1 月前までに、使用する船舶毎に、沖縄海区漁業調整委員会に届出を行うこととされました。 また、漁期終了後には操業実績の報告が義務づけられています。 課題は大きく 3 点です。 1 点目は、沖縄県のみでの届出制では広域的な操業実態を十分把握できないおそれがあります。 2 点目は、本県としても資源管理に必要な操業実態や漁獲状況を把握する必要があります。 3 点目は、漁業者の事務負担に配慮する必要があることです。

	次に 対応の方向性の案になります。 本県海域においても届出制の導入を検討したいと考えています。あわせて、漁業者の負担に配慮した簡素な手続を検討します。 今後、浜回り等で意見を聴取したうえで、両海区委員会としての対応方針を整理し、令和 9 年度漁期からの導入を目指します。説明については以上です。
茂野会長	説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
阿多委員	沖縄県海域とあり、いつも課題となっているが、沖縄県は北緯 27° 線を主張している一方、鹿児島県は明確な線引きはないと回答をいただいているところ、11 月に漁期が始まる時には自粛して南の方では操業しないようにしている。色々なことを考えて操業しているが、どうしても突然潮が変わると南にいった北緯 27° 線を越えてしまうことがある。なるべく超えないようにしているが、この海域において不透明なところがあるので、県の指導や考えをお聞かせいただきたい。
村田漁業調整係長	阿多委員のおっしゃるとおり鹿児島県と沖縄県の県境については定めていません。そのため、沖縄県が届出制を導入するにあたっては、速やかに鹿児島県の方も届出制を導入し、資源の状況や漁業者の漁獲の状況を把握していく必要があるため、協議をさせていただいている状況です。
阿多委員	鹿児島県は漁期が 11 月から始まるがその 1 カ月前から届出制をすることになりますか。
村田漁業調整係長	鹿児島県の届出制の導入については、これから浜回りを行い漁業者の皆さんの意見を聞いていく。 そして奄美大島海区でも、委員の皆さんの意見を聞いて、進めていくということになります。 なので、一番早くて、鹿児島県の場合は、来年の漁期から届出制を導入することになろうかと考えています。

阿多委員	鹿児島県は来期から導入という認識でよろしいでしょうか。
村田漁業調整係長	おっしゃるとおりです。
阿多委員	届出をしないで沖縄県でソデイカ漁をした場合の罰則はどのようなものがありますか。
櫻井技術専門員	委員会指示で、届出をださなければならないとしているため委員会指示違反となります。
阿多委員	沖縄海域に入らない場合は届出制をしなくてもいいという考えでよいですか。
櫻井技術専門員	おっしゃる通りです。
茂野会長	他にございませんでしょうか。
竹山委員	12月1日から沖縄で操業する漁船は1ヶ月前に届出となっていて、奄美海区に所属する漁船も沖縄海域で操業すると思われる。この方たちに対して事務局は指導等しているのでしょうか。
櫻井技術専門員	資料の2ページをご覧ください。 今後のスケジュールは今回の奄美大島海区漁業調整委員会で協議したのち8月から9月にかけて、関係漁協に対し、浜回りを行います。漁業者の方から出た意見を集約して、沖縄海区漁業調整委員会に要望等がある場合は伝えようと思います。また、該当業者には11月までに届出を出そうと思います。
茂野会長	他にご質問はございませんでしょうか。
阿多委員	沖縄海区では今期の12月からとなっているが、12月から沖縄県船が奄美海域で操業する場合、やり方はどのような形になりますか。届出制の沖縄県の名簿等はいただかないのでし

	ようか。
櫻井技術専門員	奄美海区では届出制の委員会指示を出していないので、沖縄県船が鹿児島県海域で操業する場合、届出をしなければならいということはないです。
阿多委員	今のところ鹿児島県は届出制していないということであるが、もし可能であれば、沖縄県に名簿を出すということになっているので、沖縄県漁業者の名簿を沖縄県からいただくことは可能でしょうか。
櫻井技術専門員	今回いただいた意見として、沖縄海区漁業調整委員会に相談することは可能と思いますので、検討させていただきます。
阿多委員	沖縄海区は12月からとなっており、奄美海区の11月が始まる前に名簿をいただいて、喜界島に入るおそれのある船舶がいる場合に確認ができると思いますが、県はどのように思われますか。
櫻井技術専門員	沖縄海区に働きかけていきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。
茂野会長	他にご質問ございませんでしょうか。
各委員	意見なし。
阿多委員	それでは質疑もないようですので議事1については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
茂野会長	ご異議がないようですので議事1についてはそのように決定をすることといたします。

【議事 2 新たな海区漁場計画の作成に関する基本方針の策定について（協議）】

茂野会長	次に、議事 2「新たな海区漁場計画の作成に関する基本方針の策定について」を議題といたします。 本件は協議事項となっております。 それでは、議事提出者の県から説明をお願いします
櫻井技術専門員	議事 2 についてご説明いたします。資料 2 の 1 ページをご覧ください。 今回ご協議いただくのは、新たな海区漁場計画の作成に関する基本方針になります。 令和 10 年の漁業権の切替に向けた動きの一つで、「漁場計画」は、漁業権を免許するために、県が策定するものです。今回の切替に向け、漁場計画を策定するための方針を定めるものが、基本方針となります。 「新たな海区漁場計画の作成に関する基本方針（案）」として、書き出しに、「海区漁場計画は」と、記載があります。いわゆる漁場計画は、各海区毎に策定されます。 海区漁場計画は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう、「漁業権制度」及び「沿岸漁場管理制度」を合せた全体計画として、漁業法第 62 条に基づき、知事は 5 年毎に定めるものと規定されております。 本県では、令和 5 年 9 月の漁業権一斉切替に先立ち、令和 5 年 4 月に作成したところでございます。 漁業権には、存続期間が設定されており、区画漁業権、定置漁業権については、令和 10 年 8 月末日をもって存続期間が終了することから、一斉切替を行う予定です。 これに先立ち、新たな漁場計画を作成する必要があるとございます。 「1 基本的な考え方」ですが、記載のとおり、法令や水産庁からの技術的助言に基づき、今後 5 カ年間の長期的展望に立ち、下記の(1)～(4)に留意し、地域における漁業慣行と漁場利用の現状に配慮して漁場計画を作成する予定としております。 「2 共同漁業権」については、存続期間が、令和 15 年 8 月末日までありますので、原則として、現行の免許内容を基本としつつ、漁場環境や漁場利用の変化を踏まえ、必要に応じて変

	更したいと考えております。 「3 区画漁業権」については、今回の主な切替の対象となっておりますが、区画漁業権については、 (1)2 漁期以上行使実態のない漁場や、今後行使の見込みがない漁場は、漁場計画を樹立しないこととしております。 (4)、(5)、(6)については、令和5年の一斉切替と比較して大きく変更のあった点となりますが、(4)魚類養殖業に関しては、現在免許されている生簀台数を基本としますが、漁業調整上支障がなく、漁場管理体制が担保される範囲において生簀台数の変更を検討することとしております。 従来は、過剰生産を抑える観点から、基本的には生簀台数の増加を認めていなかったところですが、輸出拡大に向けた取り組みや、環境変化による夏場の高水温を踏まえた「薄飼い」などに対応できるよう、免許権者（漁協）の漁場管理の状況等を踏まえつつ、生簀台数の増加を含めた変更を検討することとしております。 次に、(5)について、赤潮被害の発生状況や赤潮対策の実装可否等を踏まえた区域の設定を柔軟に行うこととしております。 (6)魚類養殖業については、主に鹿児島湾に焦点を当てていますが、カンパチの人工種苗等の中間育成を行う「中間育成区域」の設定やこれまで実施した試験操業の結果等を踏まえた区域拡大・変更、及び生簀台数の増加などの設定を検討することとしております。 (7)、(8)は従来と同じ方針なので、省略させていただきます。 (9)について、貝類・藻類養殖業について、漁場の有効利用を図るため、環境への負荷が少ない貝類・藻類養殖の促進を図るとしています。この点については、従来より、念頭において漁場計画を策定していましたが、基本方針へ記載がなかったため改めて掲載しているところです。 次に、「4 定置漁業権について」ですが、存続期間が5カ年ですので、今回の切替の対象となるものですが、前回と同様の方針としております。 「5 漁場区域の標記について」は、緯度経度の座標を用いた標記とするとしており、従前のおりとなっております。 資料の4ページ。「今後のスケジュールについて」でございま
--	--

	す。8 月中に、各漁協に対し、漁業権の切替に係る調査票を送付する予定です。 各漁協から回答してもらった調査票を元に、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権、全ての漁業権について、行使状況や行使実態について漁業者や漁協から聞き取りを行い、必要に応じて現地測量を実施します。 これらの調査終了後、海区漁場計画（案）のパブリックコメントの実施、海区漁場計画（案）を策定し、関係機関との調整や海区漁業調整委員会への諮問などの手続きを進め、令和 10 年 9 月 1 日に漁業権の免許が行えるよう必要な調査や手続きを進めることとしております。 説明については以上です。
茂野会長	説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございますでしょうか。
奥田委員	各漁協というのは鹿児島県漁協のことを指していますか。
櫻井技術専門員	それぞれの漁協と県漁協の支所のことになります。
茂野会長	他にございませんでしょうか。
鳥居委員	免許方式の個人と団体の変更はないという理解でよろしいでしょうか。
櫻井技術専門員	おっしゃるとおり、変更はございません。
茂野会長	他にございませんでしょうか。
柳原委員	県一漁協とそれ以外の漁協があるが、漁場計画は立てるとして、免許はどのような形となるのでしょうか。
櫻井技術専門員	免許は鹿児島県漁協に対して、免許を出すことになります。その管理運営を各支所が行うことになります。
奥田委員	漁業権は支所にあるのではないのでしょうか。

櫻井技術専門員	免許上は鹿児島県漁協になります。実際に行使するのは各支所ということになります。
奥田委員	免許は鹿児島県漁協に出すが、漁業権は各支所にあるのではないのでしょうか。
茂野会長	奄美漁協を例に出すと奄美漁協に支所があったが、その時はどこに免許が下りたのでしょうか。
奥田委員	免許は奄美漁協におりたが、漁業権は大和支所にあった。
村田漁業調整係長	漁業権自体は県漁協に免許しますが、その中に行使規則があり、各支所毎に行使規則を定めて県が認可します。行使については各漁協が定めた中で行っていただく。鹿児島県漁協の定款については各支所毎に定めをすると記載があるのでそれに基づいて各支所は手続きをしていくことになると思います。
茂野会長	免許は鹿児島県漁協に出されるが、行使規則の中で運営については各支所にすることで従来と変わらないということですね。
奥田委員	合併前の支所の漁業権については変わらないという理解でよろしいでしょうか。
櫻井技術専門員	行使に関する規則や行使料の設定については合併前と変わりません。
阿多委員	今までどおりの考えでいいのかわからなかったのですが、区画漁業権を申請するときは支所毎に申請するのか。鹿児島県漁協として申請するのか教えてください。
櫻井技術専門員	免許については、鹿児島県漁協にするので申請については鹿児島県漁協で集約して申請をします。実際の行使の実態については、支所でないとわからないので各支所に対して聞き取りを行います。区画漁業権や共同漁業権の手続きについて各支所は県漁協とやり取りをすることになると思います。

阿多委員	今までは直接県に申請していたものが、鹿児島県漁協を通しての申請になるということでしょうか。
櫻井技術専門員	おっしゃるとおり、実際に免許をする時の手続きはそうなります。 漁業権に関する行使実態の調査については、県漁協を通すと時間がかかるので、直接各支所に調査票を送らせていただく予定にしています。
茂野会長	他にございませんでしょうか。
柳原委員	鹿児島県漁協ができ、各支所があつて広がりすぎてやりづらくなっているところがあるが、今までの漁場計画は申請にあたって、上げる時にそれぞれの漁協の総会で2/3の議決を踏まえたうえで県に申請をしていた。鹿児島県漁協となった場合に、漁場計画の手続きはどのようにになりますか。
櫻井技術専門員	各支所の部会で決議が取れたら県漁協に出していただく。
柳原委員	県漁協から県に申請ということですか。ということは、従来の漁業権に対する権利は反映されるという理解でよろしいでしょうか。
櫻井技術専門員	おっしゃるとおりです。
茂野会長	基本的に同じということですね。
奥田委員	各支所毎の漁業権は変わらない。支所は申請を鹿児島県漁協に出さないといけないということですか。
櫻井技術専門員	鹿児島県漁協に免許することになっているので、一度鹿児島県漁協に申請いただいて、それを鹿児島県に出していただく。
村田漁業調整係長	少し修正させていただきます。 あくまでも書類は各支所で作成いただく。いままでは、県に直接送っていたものを、鹿児島県漁協に預けていただいて鹿児

	島県漁協がすべてまとめたものを県に送っていただく。1つ手間が増える形になっている。
前田委員	合併する時の条件として、今までの事例と変わらず内容はそのまま継続した形で合併したと認識している。鹿児島県漁協に免許するとなると、支所がいちいち鹿児島県漁協に伺いを立てる必要が出てきて、条件と異なるのではないかと。県と支所が直接やりとりしないと、鹿児島県漁協を通して、精査されるとなると内容がおかしくなるのではないかと。どう考えますか。
村田漁業調整係長	あくまで漁業権の免許は鹿児島県知事から各漁協の組合長となります。内部の手続きとして、煩雑さは出てくることかと思いますが内部の中で整理していただき、手続きの中で必要があれば県にも相談していただいて、皆様がやりやすい形、今までと変わらない形でやりたいと思っています。今後、調整するところはあるかと考えています。
茂野会長	他にご質問ございませんでしょうか。
各委員	意見なし
茂野会長	それでは質疑もないようですので議事2については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
茂野会長	ご異議がないようですので議事2についてはそのように決定をすることといたします。

【議事 3 クロマグロに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】

茂野会長	それでは議事 3「くろまぐろに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題といたします。 本件は報告事項となっております。 それでは、議事提出者の県から説明をお願いします。
柿木田水産技師	「くろまぐろに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」説明します。資料 3 をご用意ください。 まず概要でございます。今回は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までを期間とする令和 8 管理年度において、国からの追加配分を受けて、本県クロマグロ漁業の各管理区分に配分いたしましたので、その報告となります。 管理区分への配分ルールとしては、おおむね 1 割を本県留保とし、残りのおおむね 9 割を平成 22～24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。 また、管理年度中に国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、前述の配分基準に準じて当該増加量を配分します。 今管理年度につきましては、令和 5～6 管理年度の漁獲実績を元に管理区分毎に配分しております。 それでは資料 1 の 2 の配分結果をご覧ください。まず、小型魚についてです。小型魚の配分比率は定置漁業：その他クロマグロ漁業が 77：23 となっています。 小型魚は 11.0 トンの追加となり、上半期の漁獲可能量に、定置漁業へ 7.7 トン、その他クロマグロ漁業へ 2.3 トン県の留保として 1.0 トンの追加となりました。 変更後の漁獲可能量は、定置漁業上半期が 7.7 トンの追加で 21.7 トンになり、その他クロマグロ漁業上半期が 2.3 トンの追加で 6.3 トンになり、県留保枠と合わせると小型魚全体で 52.3 トンとなりました。 資料 2 ページになります。

	続いて大型魚です。大型魚の配分比率は定置漁業：その他漁業が 61：39 となっています。 大型魚は 8.2 トンの追加となり、定置漁業へ 4.5 トン、その他漁業へ 2.9 トンの追加で県の留保枠で 0.8 トンの追加となりました。 変更後の漁獲可能量は、定置漁業が 4.5 トン追加で 21.4 トン、その他クロマグロ漁業が 2.9 トン増加で 13.8 トンで、県留保枠を合わせて合計で 39.0 トンとなりました。 今回の変更については、県HPへ掲載し、関係機関等に通知済です。以上で説明を終わります。
茂野会長	説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
各委員	質疑なし
茂野会長	それでは質疑もないようですので、議事 3 についてはこれで終了といたします。

【その他・閉会】

茂野会長	次に「その他」ということで、事務局や委員の方から何かございませんか。
内藤書記	開催通知発出後に追加での議事がありましたので、追加議事として報告いたします。 資料４をご覧ください。「全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果についてです。 本議事は全国海区漁業調整委員会連合会による令和８年度の国への要望活動を７月２日に実施をしたとのことで、要望書及び国からの回答内容について全漁調より情報共有がありましたので、報告させていただきます。 資料の１ページから２６ページが令和８年度の要望書関係になります。次に、２７ページから５７ページが要望に対する関係省庁からの回答になります。 昨年度、当委員会において九州ブロック会議への提出議題として議論した事項に関係のあるものについては枠で囲っておりますので、お目通しをいただきければと思います。 説明は以上です。よろしくお願いします。
茂野会長	説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
各委員	質疑なし
茂野会長	それでは質疑もないようですので、議事についてはこれで終了といたします。
茂野会長	他にございませんでしょうか。
阿多委員	竹山委員と少し話をしていたことになりますが、今期のソデイカ漁が始まる前に、喜界島に委員の方に現場調査を実施できたという話をしていました。喜界島の現場視察ができないかと考えておりますが、事務局はいかかでしょうか。

加治屋事務局次長	旅費の予算に関してはあるので、検討させていただきたいと思います。 時期は10月くらいがよいでしょうか。
阿多委員	たとえば10月とか皆様の都合があうようでしたら。
茂野会長	日程については事務局と調整をお願いします。
茂野会長	その他ございませんでしょうか。
竹山委員	前回、取締船の方を含めて県が立入検査を3月で行ったと思いますが、奄美海区の解禁に合わせて11月にできれば効果があがるのではないかと思います。水揚げのデータをみると11月12月の水揚げが多く、漁業者にとっても型が良くて、大事な時期になっています。一番大事な時期に鹿児島県は厳しく行っていると示すこともできるので11月の頭に実施することを検討してください。要望します。
加治屋事務局次長	沖縄県の船が大型化していて、出ようと思えば1カ月も沖に出られるので、時化にならないと喜界島に入ってこないこともあり、天候等の情報をもとに日程を組み立てていきたいと思っています。
竹山委員	旗数が30本と50本の境界線となる50海里での監視はできないでしょうか。
加治屋事務局次長	県の実験船があるので、沖合でおこなうことは可能ではあります。
竹山委員	よろしくお願いします。
茂野会長	その他、ございますでしょうか。
前田委員	マグロの餌になるような小魚の状況を教えていただきたい。マグロの養殖をしている企業は餌の入手が困難で価格が高い。市場に出してもクロマグロが取れすぎて値段が安くて採算が取れない

	状況になっています。 経営的に厳しい状況で漁民を抱える漁協として教えていただきたい、サバが獲れないと聞いており、餌がこれからどうなるのか、クロマグロがたくさん獲れ過ぎて運営上どうなっているのか。全国のシェアがどうなっているのか知りたいと思います。
柿木田水産技師	サバ等の生餌の漁獲状況についての質問であったと思いますが、全国の状況についてのデータを今は持ち合わせていませんが、8/19 時点の鹿児島県の全体の漁獲量の速報値について報告できます。マサバ及びゴマサバだと県全体で約 653 トンの漁獲があります。マイワシだと約 9,263 トンになります。アジ、サバ、イワシの漁獲量に関しては TAC 管理されているので数量の把握をしており、漁協にも報告を行っています。この報告に関しては今後も継続していきたいと思います。
前田委員	企業はなかなか入手しにくいと経営もひっ迫しています。管理している立場上気になって仕方がない。他の漁協や企業から聞いて把握する予定はないのでしょうか。
村田漁業調整係長	養殖のための生餌の不足は鹿児島県の養殖業者から非常に大きな声が上がっている状況です。鹿児島県内でいうとマイワシは採れているが処理する冷凍庫等、餌にする施設が足りず、採れているが水揚げできていない状況も生じていて、解消するべく施設整備に取り掛かる企業も出てきている。時間はかかるが、県内の状況はそのような状況になっています。
前田委員	企業からそういう声が聞こえている。何とかならないかとか。立場上、運営させてあげないといけない。自分自身マグロの養殖をしていた経験もあり、今の状況はかわいそうだなとみています。マグロの成長も 1 年以上遅れの状況になっていたり、台風でもやられて、そのようなこともあり応援したい気持ちからお伺いした。
加治屋事務局次長	クロマグロの餌としてメロードというものや、小型のサバ。資源の評価では、東側の太平洋側ではサバ類はかなり悪く、西側の対馬暖流系は鹿児島県を含めて結構獲れている。太平洋側はイワ

	シ類も獲れない現状にある。おっしゃるとおり、クロマグロの単価は天然物がこれだけ獲れるとあがりにくい。一方で養殖は養殖の良さがある。品質が安定しているとか、安定して手に入るとかいった点である。これから、われわれもそういった良さを消費者に伝えていければと思います。
茂野会長	他にはないでしょうか。
茂野会長	なければ、本日予定されていた議事を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名

会長 茂野拓真

委員 竹山昌治

委員 柳原重臣